

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月28日
【事業年度】	第61期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	グローリー株式会社
【英訳名】	GLORY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西野 秀人
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079（297）3131（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 経理統括部長 田中 修
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079（297）3131（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 経理統括部長 田中 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第61期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
  - 3 対処すべき課題
- 第4 提出会社の状況
  - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第2【事業の状況】

##### 3【対処すべき課題】

（訂正前）

株式会社の支配に関する基本方針について 記載なし

（訂正後）

株式会社の支配に関する基本方針について

##### (1) 基本方針の内容

当社は、当社株式の大量取得を目的とした買付行為が行われる場合において、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果について、何らこれを否定するものではありません。

しかし、企業価値を毀損し株主共同の利益に反するような大規模株式買付行為や買収提案の存在は否定できないところであり、当社といたしましても、そういった株式の大量取得を目的とする買付行為または買収提案に対しては、当該買付者及び買収提案者の事業内容、将来の事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案が当社の企業価値及び株主の皆様への共同利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

当社は、「認識・識別技術」、「メカトロ技術」というコア技術をベースとした貨幣処理機の専門メーカーであり、世界の通貨の真偽判別を行うという社会的使命を帯びた企業として広く社会の進歩発展に貢献することにより、これまであらゆるステークホルダーの皆様からご支持をいただいていたものと確信しております。そのため、当社としては、当社の経営を預かるものの責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成し、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、有識者や外部専門家の判断も交えた上で、当該買収提案が必ずしも当社企業価値の向上、ひいては株主の皆様への共同の利益に資しないと判断される場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断や見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) ～(7) <省略>
- (8) ～(10) 記載なし

(訂正後)

- (1) ～(7) <省略>
- (8) 取締役の定数等に関する定款の定め

#### ① 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

#### ② 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨、また累積投票によらないものとする旨を定めております。

- (9) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

#### ① 自己の株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### ② 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

- (10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、特別決議の審議をより確実に行うことができるように、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。